

新潟県再生可能エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化の防止と県内産業の振興を図るため、自家消費を目的とした再生可能エネルギー発電・熱利用設備、蓄電池設備等を導入する事業者に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、新潟県内に第3条で規定する要件に適合する再生可能エネルギー発電・熱利用設備及び蓄電池設備等（以下「対象設備」という。）を設置する事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 この補助金の交付の対象者は、新潟県内に事業所を置く法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者又は県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体（以下「補助事業者」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(対象設備の要件)

第3条 対象設備は、別表1に掲げる設備及び要件を満たすものとする。

(交付基準)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 この補助金の補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。

（交付の条件）

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）又は交付決定額を変更する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。また、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。
- (6) 交付決定のあった会計年度内に事業を完了すること。
- (7) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、補助事業の内容等を県が公表することに同意すること。

（交付申請書）

第6条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式による交付申請書を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助事業者の交付決定)

第7条 知事は、第6条第1項で規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行う。

ただし、申請が多数の場合は、交付申請書の内容から事業の実効性及び事業内容を評価し、知事が別に定める優先順位により補助事業を決定するものとする。

2 知事は前項の決定に関して必要な条件を付することができる。

3 知事は、規則第6条の規定に基づく補助金の交付の決定を通知するほか、第1項の規定により、補助金の交付の決定を行わないときは、その旨を通知する。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第8条 知事は、規則第6条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第5条第1号に規定する経費の配分に係る軽微な変更は、別表2に掲げる経費区分相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の配分変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 第5条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第4号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第12条 第5条第3号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第5号様式による遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(実績報告書)

第14条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第6号様式又は第7号様式のとおりとし、補助事業が完了した日(第4条第3号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日)から起算して20日を経過した日又は4月10日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金の支払は、精算払を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合にあっては、補助金を概算払することができる。

- 2 補助金の概算払又は精算払を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(定期報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、対象設備等に関する運用状況を、別記第10号様式又は第11号様式による定期報告書により、各年

度の終期から 30 日以内に知事あてに報告しなければならない。

- 2 知事は補助事業者に対し、前項の報告のほか、必要に応じて対象設備の運用等に関する情報を求めることができる。
- 3 知事は、第 1 項の定期報告書の内容を、県の再生可能エネルギーの導入促進を図る目的において、補助事業者の了解を得たうえで公表することができる。

(取得財産等の管理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 20 条 規則第 19 条第 4 号に規定する知事が定める財産は、事業により取得した価格が 1 件 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、法定耐用年数に相当する期間とする。
- 3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 12 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 対象設備※

設 備 名	要 件
再生可能エネルギー発電設備	
(1) 風力発電	・ 1地点当たりの合計出力5kW以上
(2) バイオマス発電	・ 発電出力5kW以上 ・ バイオマス依存量60%以上
(3) 水力発電	・ 発電出力5kW以上1,000kW以下
(4) 地熱発電	・ 特になし
(5) 上記(1)～(4)の対象設備及び太陽光発電設備と併せて導入する蓄電池	・ 対象設備を設置する敷地内の土地又は建物に容易に取り外すことができない状態で固定されていること。 ・ 蓄電池の単独設置は認めない。 ・ 太陽光発電を設置する場合、太陽光発電の出力は10kW以上にすること。
再生可能エネルギー熱利用設備	
(6)太陽熱利用	・ 集熱器総面積5㎡以上
(7)温度差エネルギー利用	・ ヒートポンプを設置する場合は、冷却又は加熱能力が5kW以上
(8)雪氷熱利用	・ 雪又は氷を貯蔵する雪室、氷室等及び冷気・冷水の流量を調整する機能を有する雪氷熱供給設備
(9)地中熱利用	・ ヒートポンプを設置する場合は、冷却又は加熱能力が5kW以上
(10)バイオマス熱利用	・ バイオマス依存量60%以上
その他	・ 新潟県内の事業所に設置する設備とする。 ・ (1)～(4)、(10)の設置において、特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条の契約いう。以下同じ。）は認めない。 ・ 住宅または住居施設の自家消費に使用する(1)～(10)設備については、上表の条件に合っても認めない。

別表2 対象経費

費 目	内 容
設計費	・対象設備等の設置に係る設計に要する経費
設備費	・対象設備等の購入、製造等に要する経費 ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。
工事費	・補助事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に要する経費 ・建屋については補助対象外とする。 ・既存構築物および設備の撤去費は補助対象外とする。 ・土地造成、整地および地盤改良工事に準じる基礎工事は補助対象外とする。 ・国内の販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象とする。
その他経費	・補助事業を行うために直接必要なその他の経費 ・電力会社との工事費負担金は補助対象外とする。

別表3 補助率及び補助限度額

対象設備(別表1参照)	補 助 率	補助限度額
(1) 風力発電設備	1 / 4 以内	8, 0 0 0 千円
(2)~(4) 風力以外の発電設備	1 / 3 以内	5, 0 0 0 千円
(5) 蓄電池	1 / 3 以内	1, 4 6 0 千円
(6)~(10) 熱利用設備	1 / 3 以内	5, 0 0 0 千円

※ 本事業において対象となる再生可能エネルギーの要件は以下のとおり。

(1) 風力発電・・・1地点当たりの合計出力5kW以上

(2) バイオマス発電（バイオマスコージェネレーション（熱電併給）を含む）

バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）

①バイオマス依存率60%以上

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1, 2, 3 \dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1, 2, 3 \dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1, 2, 3 \dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A : バイオマス利用量 (k g / h)、複数種の場合はn=1, 2, 3…の総和

B : バイオマス低位発熱量 (M J / k g)

C : 非バイオマス利用量 (k g / h)

D : 非バイオマス低位発熱量 (M J / k g)、複数種の場合はm=1, 2, 3…の総和

※ バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合はバイオマス依存率を100%とする。

②発電出力 5kW 以上

副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。

(3) 水力発電

発電出力 5kW以上1,000kW以下

$$\text{発電出力 (kW)} = \text{水の流量 (m}^3/\text{s)} \times \text{有効落差 (m)} \times 9.8 \times \text{水車効率} \times \text{発電機効率 (重力加速度)}$$

(4) 地熱発電

特になし

(5) (1) ~ (4) の組み合わせ

- ・再生可能エネルギー発電設備の合計出力 10kW以上
- ・蓄電池の導入に伴い設置する太陽光発電設備も合計出力に含める。

(6) 蓄電池

(1) ~ (5) の再生可能エネルギー発電設備及び太陽光発電設備の導入に付随して蓄電池を導入する場合に限る。

原則、導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下

※ 再生可能エネルギー発電設備を複数導入する場合、出力は各々の合計とする。

※ kW単位の小数点以下を切捨て

※ 太陽光発電設備に付随して設置する場合は、太陽光発電設備の合計出力が10kW以上で、蓄電池とともに新設する設備であること。

太陽光発電出力は、太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下を切捨てとする。

(7) 太陽光熱利用

- ・ JIS A4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。
- ・ 集熱器総面積は、JIS A4112で規定する太陽集熱器の総面積とし、m²単位の小数点以下切り捨てとする。
- ・ 追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。

(8) 温度差エネルギー利用

温度差エネルギー利用とは、河川水、下水、海水等の水を熱源とするものとして、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯・暖房・冷房等の用途に利用する場合を示す。

(9) 雪氷熱利用

雪氷熱利用とは、雪または氷（冷凍機を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用することを示す。

(10) 地中熱利用

地中熱利用とは、昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用することを示す。

(11) バイオマス熱利用

バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）を示す。

① バイオマス依存率60%以上

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1, 2, 3 \dots} (A_n \times B_n)}{\sum (A_n \times B_n) + \sum (C_m \times D_m)} \times 100$$

n=1, 2, 3・・・ m=1, 2, 3・・・

A : バイオマス利用量 (k g / h) 、複数種の場合はn=1, 2, 3・・・の総和

B : バイオマス低位発熱量 (M J / k g)

C : 非バイオマス利用量 (k g / h)

D : 非バイオマス低位発熱量 (M J / k g) 、複数種の場合はm=1, 2, 3・・・の総和

※ バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合はバイオマス依存率を100%とする。

②バイオマスコージェネレーション (熱電併給) 設備を設置する場合

発電出力 5 kW以上

※ 副燃料として化石燃料 (石油、石炭等) を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。